

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月7日
【四半期会計期間】	第147期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	オリンパス株式会社
【英訳名】	OLYMPUS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 笹 宏行
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号
【電話番号】	東京3340局2111番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 阿部 和也
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿2丁目3番1号 新宿モノリス
【電話番号】	東京3340局2111番(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 新本 政秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第146期 第2四半期連結 累計期間	第147期 第2四半期連結 累計期間	第146期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
売上高 (百万円)	333,830	355,013	713,286
経常利益 (百万円)	16,953	29,669	50,913
四半期(当期)純利益又は四半期純 損失() (百万円)	7,938	22,331	13,627
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	16,994	41,465	64,996
純資産額 (百万円)	280,628	372,937	331,284
総資産額 (百万円)	970,772	1,006,991	1,027,475
1株当たり四半期(当期)純利益金 額又は1株当たり四半期純損失金額 () (円)	24.67	65.25	41.05
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	65.24	41.04
自己資本比率 (%)	28.7	36.8	32.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	29,413	29,569	72,388
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	10,713	14,255	20,273
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	21,875	59,670	39,693
現金及び現金同等物の四半期末(期 末)残高 (百万円)	229,000	208,612	251,344

回次	第146期 第2四半期連結 会計期間	第147期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成25年 7月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 7月1日 至平成26年 9月30日
1株当たり四半期純利益又は1株当 り四半期純損失()金額 (円)	17.84	41.46

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでいません。

3. 第146期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりです。

なお、文中における将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものです。

過去の損失計上先送りに係るリスク

当社が1990年代ころから有価証券投資等にかかる損失計上の先送りを行っており、Gyrus Group PLCの買収に際しファイナンシャルアドバイザーに支払った報酬や優先株の買戻しの資金ならびに国内三社（株式会社アルティス、NEWS CHEF株式会社および株式会社ヒューマラボ）の買収資金が、複数のファンドを通す等の方法により、損失計上先送りによる投資有価証券等の含み損を解消するためなどに利用されていたことについて、当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が損害賠償を求め、または訴訟を提起しており、今後もさまざまな株主および株主グループが当社への損害賠償を求め、または訴訟を起こすおそれがあり、当社グループの業績および財政状態に影響が及ぶ可能性があります。四半期報告書提出日現在において係属中の訴訟の訴額の合計は863億円であり、そのうち主な訴訟は以下のとおりです。

なお、当社は、当第2四半期連結会計期間末において、係属中の訴訟のうち、下記 および の訴訟の進行状況等に鑑み、11,000百万円を訴訟損失引当金として流動負債に計上しています。

ティーチャーズ・リタイアメント・システム・オブ・ステート・オブ・イリノイほか、当社株主の海外機関投資家および年金基金等、合計49社（うち1社が訴状送達前に訴えを取り下げ）が、平成24年6月28日付（当社への訴状送達日は平成24年11月12日）で当社に対し、損害賠償請求訴訟を提起しています。その後、請求の趣旨変更申立ておよび複数原告による訴えの取り下げにより、現時点で原告は47社、損害賠償請求金額は20,842百万円およびこれに対する平成23年11月8日から支払済みまで年5分の割合による金員に変更されています。

カリフォルニア・パブリック・エンプロイーズ・リタイアメント・システムほか、当社株主の海外機関投資家等、合計68社が、平成24年12月13日付（当社への訴状送達日は平成25年3月29日）で当社に対し、損害賠償請求訴訟を提起しています。その後、訴状訂正申立書および複数原告による訴えの取り下げにより、現時点で原告は60社、損害賠償請求金額は5,759百万円およびこれに対する平成23年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員に変更されています。

カリフォルニア・ステート・ティーチャーズ・リタイアメント・システムほか、当社株主の海外機関投資家および年金基金等、合計43社が、平成25年6月27日付（当社への訴状送達日は平成25年7月16日）で当社に対し、16,832百万円およびこれに対する平成23年11月8日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起しています。

三菱UFJ信託銀行株式会社ほか信託銀行5行、合計6行が、平成26年4月7日付（当社への訴状送達日は平成26年4月17日）で当社に対し、27,915百万円および各株式について発生した損害額に対する当該株式の取得約定日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起しています。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものです。

(1)業績の状況

[全般]

(単位：百万円)

	前第2四半期累計	当第2四半期累計	増減額	前年同期比
売上高	333,830	355,013	21,183	6.3%
営業利益	28,503	38,426	9,923	34.8%
経常利益	16,953	29,669	12,716	75.0%
四半期純損益	7,938	22,331	30,269	-
為替レート(円/米ドル)	98.85	103.04	4.19	-
為替レート(円/ユーロ)	130.00	138.92	8.92	-

当第2四半期連結累計期間における世界経済は、米国において雇用情勢の改善や企業収益の拡大により堅調に推移する一方、欧州では一部地域で持ち直しの動きが見られながらも政府債務問題やロシア経済の悪化などにより不安定な状況が続き、中国を始めとする新興国では景気の拡大テンポが緩やかなものとなりました。わが国経済は、各種政策効果による雇用情勢等の改善など回復基調が続いたものの、消費増税の反動により個人消費に弱さも見られました。

このような経営環境の中、当社グループの第2四半期連結累計期間の売上高は、医療事業および科学事業が増収となり、3,550億13百万円（前年同期比6.3%増）となりました。営業利益については、医療事業および科学事業の増益に加え、その他事業が前年同期の赤字から黒字化したことにより、384億26百万円（前年同期比34.8%増）となりました。経常利益については、営業利益の増益を主要因として296億69百万円（前年同期比75.0%増）となりました。また、法人税等が55億63百万円発生したこと等により、四半期純利益は223億31百万円（前年同期は79億38百万円の四半期純損失）となりました。

為替相場は前年同期に比べ、対米ドル、対ユーロともに円安で推移しました。期中の平均為替レートは、1米ドル = 103.04円（前年同期は98.85円）、1ユーロ = 138.92円（前期は130.00円）となり、売上高では前年同期比136億円の増収要因、営業利益では前年同期比53億円の増益要因となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。なお、各セグメントの営業損益は、各報告セグメントのセグメント損益と一致しています。

なお、第1四半期連結会計期間より、従来「ライフ・産業」としていた報告セグメントの名称を「科学」に変更しております。

[医療事業]

(単位：百万円)

	前第2四半期累計	当第2四半期累計	増減額	前年同期比
売上高	229,813	256,768	26,955	11.7%
営業利益	49,213	54,623	5,410	11.0%

医療事業の当第2四半期連結累計期間の売上高は2,567億68百万円（前年同期比11.7%増）、営業利益は546億23百万円（前年同期比11.0%増）となりました。

消化器内視鏡分野において、主力の内視鏡基幹システム「EVIS EXERA（イーヴィス エクセラ スリー）」および「EVIS LUCERA ELITE（イーヴィス ルセラ エリート）」の売上がいずれも好調だったことに加え、前期に発売した超音波内視鏡検査用の観測装置「EU-ME2」が販売を伸ばしました。また、外科・処置具分野においては、内視鏡外科手術をサポートする内視鏡統合ビデオシステム「VISERA ELITE（ビセラ・エリート）」および3D内視鏡システム、エネルギーデバイス「THUNDERBEAT（サンダービート）」が引き続き売上を伸ばしました。この結果、医療事業の売上は増収となりました。

医療事業の営業利益は、増収により増益となりました。

[科学事業]

(単位：百万円)

	前第2四半期累計	当第2四半期累計	増減額	前年同期比
売上高	43,995	46,690	2,695	6.1%
営業利益	547	1,252	705	128.9%

科学事業の当第2四半期連結累計期間の売上高は466億90百万円（前年同期比6.1%増）、営業利益は12億52百万円（前年同期比128.9%増）となりました。

ライフサイエンス分野において生命科学の最先端研究に使用されるレーザー走査型顕微鏡「FLUOVIEW（フロービュー）FVMPE-RS」の販売が貢献したほか、産業分野においてはシリーズ最高画質を実現した工業用ビデオスコープ「IPLEX（アイプレックス）RX」「IPLEX RT」やパイプライン溶接部分の自動検査システム装置「PipeWIZARD」などが販売を伸ばしたことで、両分野ともに増収となりました。

科学事業の営業利益は、増収に加えて販売拠点の統合等による費用圧縮を進めた結果、増益となりました。

[映像事業]

(単位：百万円)

	前第2半期累計	当第2四半期累計	増減額	前年同期比
売上高	47,045	40,110	6,935	14.7%
営業損益	2,711	4,596	1,885	-

映像事業の当第2四半期連結累計期間の売上高は401億10百万円（前年同期比14.7%減）、営業損失は45億96百万円（前期は27億11百万円の営業損失）となりました。

デジタル一眼カメラの分野においては、「OM-D E-M10」を始めとしたOM-Dシリーズが欧米で販売を伸ばすなどしましたが、コンパクトカメラの分野において、市場の縮小に合わせて販売台数を絞り込んだことにより、映像事業全体の売上は減収となりました。

映像事業の営業損益は、減収に加え、BtoBビジネスの拡大に向けた投資を実施したことにより、損失幅が拡大しました。

[その他事業]

(単位：百万円)

	前第2四半期累計	当第2四半期累計	増減額	前年同期比
売上高	12,977	11,445	1,532	11.8%
営業損益	2,824	724	3,548	-

その他事業の当第2四半期連結累計期間の売上高は114億45百万円（前年同期比11.8%減）、営業利益は7億24百万円（前期は28億24百万円の営業損失）となりました。

事業ドメインへの経営資源の集中を進めるべく非事業ドメインの整理を行い、前期にバイオロジクス事業から撤退したこと等により、その他事業の売上高は減収となりましたが、営業利益は黒字化しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比較して427億32百万円減少し、2,086億12百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況と、前第2四半期連結累計期間との比較分析は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において営業活動により増加した資金は295億69百万円となり、前第2四半期連結累計期間に対して156百万円収入が増加しました。主な収入増加の要因は、税金等調整前四半期純利益の増加294億85百万円等によるものです。一方で主な収入減少の要因は、訴訟損失引当金の減少170億円、たな卸資産の増加105億37百万円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において投資活動により減少した資金は142億55百万円となり、前第2四半期連結累計期間に対して35億42百万円支出が増加しました。主な支出増加の要因は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入の減少45億21百万円、定期預金の払戻による収入の減少16億99百万円等によるものです。一方で主な収入増加の要因は、定期預金の預入による支出の減少24億16百万円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において財務活動により減少した資金は596億70百万円となり、前第2四半期連結累計期間に対して377億95百万円支出が増加しました。主な収入増加の要因は、短期借入金の増加308億21百万円、長期借入金の返済による支出の減少226億85百万円等です。一方で主な収入減少の要因は、株式の発行による収入の減少1,015億94百万円、自己株式の処分による収入の減少110億67百万円等によるものです。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上するのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現のための取り組み

基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

当社は、平成24年4月に発足した新経営体制により、平成25年3月期を初年度とした5カ年の新中期ビジョンを平成24年6月に発表し、新経営体制における経営方針を「原点回帰」、「One Olympus（ワン・オリンパス）」、「利益ある成長」の3つとしました。こうした経営方針に基づき、オリンパス再生と新たな価値創造を実現するため、事業ポートフォリオの再構築・経営資源の最適配分、コスト構造の見直し、財務の健全化、ガバナンスの再構築の4つの基本戦略を実行しています。また、平成24年9月に発表したソニー株式会社との業務提携および資本提携に加え、平成25年7月には新株発行等により約1,100億円の資金調達を実施しました。これらにより当社の財務基盤を強化するとともに、中期ビジョンの達成に向けた取組みを加速することで企業価値の向上を図っていきます。

当社では、過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題が生じたことから、今後このような事態を二度と引き起こさないために、外部有識者による経営改革委員会の助言を得て検討し社内検討チームで取りまとめた再発防止策を、平成24年4月に発足した新経営体制の下で着実に実施しており、コーポレート・ガバナンス体制の強化、内部統制システムの整備およびコンプライアンスの見直しを引き続き進めています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

() 当社は、平成26年6月26日開催の第146期定時株主総会の決議により、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新しました（以下、更新されたプランを「本プラン」といいます。）。

() 本プランの内容

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する当社株式の大量買付を抑止するとともに、当社株式の大量買付が行われる際に、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを判断し、もしくは当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案するために必要な時間や情報を確保したり、または株主の皆さまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または当社が発行者である株券等について、公開買付を行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付に該当する、当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。また、買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとします。

() 本プランの手続および発動要件等

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等、および当社が交付する書式に従った株主の皆さまの判断等のために必要な所定の情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出し、また、当社取締役会は、受領した買付説明書を、社外取締役等により構成される特別委員会に送付します。

特別委員会は、買付者等および当社取締役会からの情報等、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行うとともに、買付者等との協議等を行います。また、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができます。その上で、特別委員会は、買付者等による買付等が、本プランに定められた手続に従わない買付等である場合や当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合であって、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合等所定の発動事由のいずれかが存すると判断した場合には、特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。また、当社取締役会は、特別委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合等には、株主総会を招集し、株主の皆さまの意思を確認することができます。当社取締役会は、上記の特別委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議を行い、また、上記の株主総会の決議が存する場合には、その決議に従います。

本プランに従い株主に対して割り当てられる予定の新株予約権は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、原則として、新株予約権1個につき普通株式1株を取得することができ、また、所定の非適格者による権利行使が（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないという行使条件、および当社が非適格者以外の者から当社株式1株と引換えに未行使の新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されています。

本プランの有効期間は、原則として、平成26年6月26日開催の第146期定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされています。

(3) 上記(2)の取り組みに関する当社の取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得たうえで導入されたものであること、一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆さまの意思を確認する仕組みが設けられていること、

本プランの有効期間が1年間と定められたうえ、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、独立性を有する社外取締役等から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、335億32百万円です。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	342,671,508	342,671,508	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	342,671,508	342,671,508		

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

(当社取締役に対する新株予約権)

当社は、平成26年6月26日開催の取締役会決議に基づき、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして、次のとおり新株予約権を発行しています。

決議年月日	平成26年6月26日
新株予約権の数	129個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,900株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	自平成26年7月12日 至平成56年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 3,626円 資本組入額 1,813円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後から10年間に限って新株予約権を行使することができます。 新株予約権者が、取締役もしくは執行役員退任後、監査役に就任した場合は、新株予約権を行使することができるのは、監査役としての地位を喪失した日の翌日の1年後からの10年間とします。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとします。 新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の行使ができるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(当社執行役員に対する新株予約権)

当社は、平成26年6月26日開催の取締役会決議に基づき、当社執行役員に対し株式報酬型ストックオプションとして、次のとおり新株予約権を発行しています。

決議年月日	平成26年6月26日
新株予約権の数	281個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	28,100株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	自平成26年7月12日 至平成56年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 3,626円 資本組入額 1,813円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後から10年間に限って新株予約権を行使することができます。</p> <p>新株予約権者が、取締役もしくは執行役員退任後、監査役に就任した場合は、新株予約権を行使することができるのは、監査役としての地位を喪失した日の翌日の1年後からの10年間とします。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとします。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の行使ができるものとします。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は100株とします。なお、新株予約権の割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用します。
- また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。
- 2 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とします。

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいいます。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、下記に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
以下の 、 、 、 または のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日		342,671,508		124,520		90,940

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ソニー(株)	東京都港区港南1丁目7番1号	34,487,900	10.06
日本マスタートラスト信託銀行 (株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	16,769,300	4.89
ステート ストリート バン ク アンド トラスト カンパ ニー 505223 (常任代理人 (株)みずほ銀行決 済営業部)	アメリカ ボストン (東京都中央区月島4丁目16番13号)	14,690,047	4.29
ステート ストリート バン ク アンド トラスト カンパ ニー (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	アメリカ ボストン (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	13,427,439	3.92
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	13,286,618	3.88
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	13,286,586	3.88
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	11,729,400	3.42
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株)(三井住友信託銀行再信 託分・(株)三井住友銀行退職給付 信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	11,404,000	3.33
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	8,350,648	2.44
テルモ(株)	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目44番1号	5,581,000	1.63
計		143,012,938	41.73

(注) 1 (株)三菱東京UFJ銀行他共同保有者3名から平成25年3月4日付で提出された大量保有報告書の変更報告書の写しにより、平成25年2月25日現在で22,959,827株を保有している旨の報告を受けていますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

なお、当該大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりです。

大量保有者 (株)三菱東京UFJ銀行他共同保有者3名
 保有株式等の数 22,959,827株
 株券等保有割合 7.51%

- 2 アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシーから平成26年5月7日付で提出された大量保有報告書の写しにより、平成26年4月30日現在で18,530,400株を保有している旨の報告を受けていますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

大量保有者 アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシー
 保有株式等の数 18,530,400株
 株券等保有割合 5.41%

- 3 ハリス・アソシエイツ・エル・ピーから平成26年8月20日付で提出された大量保有報告書の変更報告書の写しにより、平成26年8月15日現在で15,724,750株を保有している旨の報告を受けていますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

なお、当該大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりです。

大量保有者 ハリス・アソシエイツ・エル・ピー
 保有株式等の数 15,724,750株
 株券等保有割合 4.59%

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 432,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 341,936,700	3,419,367	
単元未満株式	普通株式 302,408		
発行済株式総数	342,671,508		
総株主の議決権		3,419,367	

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権10個)含まれています。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) オリンパス株	東京都渋谷区幡ヶ谷 2丁目43番2号	432,400		432,400	0.13
計		432,400		432,400	0.13

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	252,121	208,683
受取手形及び売掛金	132,233	120,422
商品及び製品	51,613	61,268
仕掛品	24,827	28,283
原材料及び貯蔵品	22,155	24,707
その他	96,949	104,213
貸倒引当金	3,386	3,720
流動資産合計	576,512	543,856
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	48,257	47,211
機械装置及び運搬具(純額)	9,864	10,289
工具、器具及び備品(純額)	52,725	55,479
土地	15,561	15,540
リース資産(純額)	7,483	8,907
建設仮勘定	1,550	3,037
有形固定資産合計	135,440	140,463
無形固定資産		
のれん	106,850	108,717
その他	66,709	66,454
無形固定資産合計	173,559	175,171
投資その他の資産		
投資有価証券	56,076	62,384
その他	95,851	94,906
貸倒引当金	¹ 9,963	¹ 9,789
投資その他の資産合計	141,964	147,501
固定資産合計	450,963	463,135
資産合計	1,027,475	1,006,991

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	45,409	44,327
短期借入金	69,017	76,075
未払法人税等	13,403	11,493
製品保証引当金	8,937	9,321
事業整理損失引当金	4,683	332
訴訟損失引当金	11,000	11,000
その他	123,857	122,022
流動負債合計	276,306	274,570
固定負債		
社債	55,000	55,000
長期借入金	291,814	228,865
退職給付に係る負債	27,291	28,174
その他の引当金	58	60
その他	45,722	47,385
固定負債合計	419,885	359,484
負債合計	696,191	634,054
純資産の部		
株主資本		
資本金	124,520	124,520
資本剰余金	131,871	90,940
利益剰余金	81,534	144,886
自己株式	1,098	1,103
株主資本合計	336,827	359,243
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11,836	16,670
繰延ヘッジ損益	1	17
為替換算調整勘定	13,411	2,771
退職給付に係る調整累計額	5,732	7,681
その他の包括利益累計額合計	7,308	11,743
新株予約権	115	264
少数株主持分	1,650	1,687
純資産合計	331,284	372,937
負債純資産合計	1,027,475	1,006,991

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 2 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)
売上高	333,830	355,013
売上原価	128,963	129,614
売上総利益	204,867	225,399
販売費及び一般管理費	¹ 176,364	¹ 186,973
営業利益	28,503	38,426
営業外収益		
受取利息	493	437
受取配当金	459	984
その他	1,520	1,052
営業外収益合計	2,472	2,473
営業外費用		
支払利息	6,428	4,629
為替差損	2,204	827
繰上返済関連費用	1,509	1,117
その他	3,881	4,657
営業外費用合計	14,022	11,230
経常利益	16,953	29,669
特別利益		
固定資産売却益	89	-
投資有価証券売却益	55	-
関係会社株式売却益	21	-
特別利益合計	165	-
特別損失		
減損損失	243	119
投資有価証券評価損	128	346
関係会社株式売却損	187	-
事業整理損	154	⁶ 1,269
和解金	² 256	-
刑事訴訟に係る罰金	³ 700	-
訴訟損失引当金繰入額	⁴ 17,000	-
特別損失合計	18,668	1,734
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失 ()	1,550	27,935
法人税等	5,940	5,563
過年度法人税等	⁵ 470	-
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失 ()	7,960	22,372
少数株主利益又は少数株主損失 ()	22	41
四半期純利益又は四半期純損失 ()	7,938	22,331

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	7,960	22,372
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,854	4,834
繰延ヘッジ損益	12	16
為替換算調整勘定	20,062	16,223
在外子会社年金債務調整額	1,028	-
退職給付に係る調整額	-	1,949
持分法適用会社に対する持分相当額	78	1
その他の包括利益合計	24,954	19,093
四半期包括利益	16,994	41,465
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	16,968	41,382
少数株主に係る四半期包括利益	26	83

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,550	27,935
減価償却費	16,877	17,436
減損損失	243	119
のれん償却額	4,650	4,523
繰上返済関連費用	1,509	1,117
和解金	256	-
刑事訴訟に係る罰金	700	-
事業整理損	154	1,269
退職給付引当金の増減額(は減少)	784	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	27
前払年金費用の増減額(は増加)	1,114	-
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	-	2,173
訴訟損失引当金の増減額(は減少)	17,000	-
受取利息及び受取配当金	952	1,421
支払利息	6,428	4,629
事業整理損失引当金の増減額(は減少)	-	3,275
関係会社株式売却損益(は益)	166	-
投資有価証券売却損益(は益)	55	-
投資有価証券評価損益(は益)	128	346
売上債権の増減額(は増加)	11,459	13,625
たな卸資産の増減額(は増加)	3,434	13,971
仕入債務の増減額(は減少)	2,203	1,401
未払金の増減額(は減少)	5,257	2,494
未払費用の増減額(は減少)	5,701	4,460
その他	1,325	64
小計	41,413	46,829
利息及び配当金の受取額	952	1,421
利息の支払額	6,668	4,753
繰上返済関連費用の支払額	1,509	1,117
刑事訴訟に係る罰金の支払額	700	-
法人税等の支払額	4,075	12,811
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,413	29,569
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,718	302
定期預金の払戻による収入	2,692	993
有形固定資産の取得による支出	13,223	13,730
無形固定資産の取得による支出	2,101	1,754
投資有価証券の取得による支出	318	16
投資有価証券の売却及び償還による収入	231	376
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	4,521	-
その他	203	178
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,713	14,255

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	23,549	7,272
長期借入れによる収入	-	1,448
長期借入金の返済による支出	89,736	67,051
社債の償還による支出	20,000	-
株式の発行による収入	101,594	-
自己株式の売却による収入	11,067	-
自己株式の取得による支出	-	5
その他	1,251	1,334
財務活動によるキャッシュ・フロー	21,875	59,670
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,393	1,624
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,218	42,732
現金及び現金同等物の期首残高	225,782	251,344
現金及び現金同等物の四半期末残高	229,000	208,612

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

該当事項はありません。

（会計方針の変更等）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が142百万円減少し、利益剰余金が89百万円増加しています。

なお、当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微です。

（四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、主として当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。

（追加情報）

（今後の状況）

平成23年11月8日の当社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、海外（英国、米国を含む）の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が継続しており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、四半期連結財務諸表を訂正する場合があります。

また、当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が損害賠償を求め、または訴訟を提起しており、今後も様々な株主および株主グループが当社への損害賠償を求め、または訴訟を起こすおそれがあります。これらの事象の金額的な影響は現時点で見積が困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

なお、上述の損失計上の先送りに関連して、継続中であった英国重大不正捜査局(Serious Fraud Office)による調査については、調査が完了し、平成25年9月3日付で当社および当社子会社であるGyrus Group Limitedは、Gyrus Group Limitedの決算関連書類における当該子会社の監査人に対する説明に関して英国2006年会社法(Companies Act 2006)第501条違反の嫌疑による訴追を受けています。本件につきましては、現在、英国の裁判所において審理が継続しています。

本訴追による金額的な影響は現時点で算定が困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「その他」に計上された長期未収入金7,211百万円に対する回収不能見込額であります。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求を行う予定です。

2 偶発債務

(1) 債務保証

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
従業員(住宅資金借入金)	65百万円	56百万円
ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株)(銀行借入金)	843	2,406
計	908	2,462

(2) 訴訟等

当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が損害賠償を求め、または訴訟を提起しております。このうち、訴訟による請求の一部については訴訟の進行状況等に鑑み、訴訟損失引当金を計上しております。また、その他の訴訟による請求、および損害賠償請求についても、今後の進行状況等によっては、引当金を計上すること等により当社の連結業績に影響が生じる可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることはできません。

なお、当第2四半期連結会計期間末において訴訟損失引当金を計上している訴訟は、ティーチャーズ・リタイアメント・システム・オブ・ステート・オブ・イリノイ等による平成24年6月28日付訴状による訴訟およびカリフォルニア・ステート・ティーチャーズ・リタイアメント・システム等による平成25年6月27日付訴状による訴訟です。

3 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
受取手形割引高	331百万円	278百万円
(うち輸出為替手形割引高)	(331)	(278)

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
広告・販売促進費	20,306百万円	19,566百万円
給与手当	54,991	59,439
賞与	13,048	13,494
退職給付費用	4,353	2,249
のれん償却額	4,650	4,523
試験研究費	14,881	17,933
減価償却費	12,715	13,477

2 前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

特別損失に計上された「和解金」256百万円は、当社米国預託証券(以下「ADR」)の価格が下落し損害を被ったものとして、一定の期間の間にADRを購入した全ての者の代表者と称する個人により、米国ペンシルバニア州東地区連邦裁判所において平成23年11月14日付で提起された集団訴訟に係る原告代表との和解の合意によるものです。

3 前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

特別損失に計上された「刑事訴訟に係る罰金」700百万円は、係属中であった当社の証券取引法違反及び金融商品取引法違反被告事件について、東京地方裁判所より罰金刑に処するとした判決を受けたことによるものです。なお、当該判決は、控訴の提起期間の経過を経て確定しています。

4 前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

特別損失に計上された「訴訟損失引当金繰入額」17,000百万円は、訴訟の進行状況等に鑑み、訴訟等に係る損失に備えるため、必要と認められる金額を合理的に見積り、損失見込額を計上したことによるものです。

5 前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

当社は、平成19年3月期から平成23年3月期までの5年間における当社の国内子会社と英国子会社との取引について、平成25年7月30日に東京国税局より移転価格税制に基づく更正通知を受領しました。当社はこの処分を不服として東京国税局に対し異議申立書を提出し、併せて、二重課税の排除の観点から租税条約に基づく相互協議の申し立てを行いました。なお、相互協議により二重課税の排除が見込まれるため、更正通知額と還付見込税額の純額1,476百万円を「過年度法人税等」として計上しており、その内訳は両国の法人税率差による差額及び追加納税に伴う附帯税額であります。また、「過年度法人税等」には在外子会社の過年度の申告に係る減額更正等も含まれています。

6 当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

特別損失に計上された「事業整理損」1,269百万円は、主として当社連結子会社イーグローバルレッジ(株)の事業の整理に関する損失です。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	233,106百万円	208,683百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	4,106	71
現金及び現金同等物	229,000	208,612

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	医療	科学	映像	その他	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	229,813	43,995	47,045	12,977	333,830	-	333,830
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	84	10	4	135	233	233	-
計	229,897	44,005	47,049	13,112	334,063	233	333,830
セグメント利益 又は損失()	49,213	547	2,711	2,824	44,225	15,722	28,503

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 15,722百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 15,722百万円が含まれています。全社費用は、主に親会社のコーポレートセンター(総務部門等管理部門)及び研究開発センターに係る費用です。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	医療	科学	映像	その他	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	256,768	46,690	40,110	11,445	355,013	-	355,013
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	44	29	7	290	370	370	-
計	256,812	46,719	40,117	11,735	355,383	370	355,013
セグメント利益 又は損失()	54,623	1,252	4,596	724	52,003	13,577	38,426

- (注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 13,577百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 13,577百万円が含まれています。全社費用は、主に親会社のコーポレートセンター(総務部門等管理部門)及び研究開発センターに係る費用です。
2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。
3. 第1四半期連結会計期間より、従来「ライフ・産業」としていた報告セグメントの名称を「科学」に変更しています。なお、セグメントの名称変更によりセグメント情報に与える影響はありません。
- 前第2四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの名称で記載しています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
 前連結会計年度(平成26年3月31日)

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	買建			
	米ドル	396	9	9
	その他通貨	20,193	269	269
	売建			
	米ドル	3,312	31	31
	その他通貨	3,129	6	6
	通貨オプション取引			
	買建(プット)			
	その他通貨	3,584	154	154
	通貨スワップ取引			
	英ポンド受取・ ユーロ支払	1,418	0	0
	その他通貨受取・ その他通貨支払	7,295	16	16
合計		39,327	115	115

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

当第2四半期連結会計期間(平成26年9月30日)

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	買建			
	米ドル	72	2	2
	その他通貨	445	29	29
	売建			
	米ドル	7,175	208	208
	その他通貨	4,756	41	41
	通貨オプション取引			
	買建(プット)			
	その他通貨	4,040	56	56
	通貨スワップ取引			
	英ポンド受取・ ユーロ支払	2,027	1	1
	その他通貨受取・ その他通貨支払	5,903	9	9
合計		24,418	232	232

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	24円67銭	65円25銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	7,938	22,331
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	7,938	22,331
普通株式の期中平均株式数(株)	321,743,680	342,239,680
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		65円24銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)		59,584
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成25年6月26日開催の定時株主総会決議及び平成25年8月8日開催の取締役会決議による新株予約権の付与(普通株式12,900株)、並びに平成25年8月8日開催の取締役会決議による新株予約権の付与(普通株式27,200株)	

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(訴訟の提起)

当社は、当第2四半期連結会計期間末までの間に訴訟の提起を受け、当該訴訟に係る訴状の送達を受けています。このうち、主なものは以下のとおりです。

(a) ティーチャーズ・リタイアメント・システム・オブ・ステート・オブ・イリノイ等による訴訟

イ．訴訟の提起があった年月日

平成24年6月28日（訴状送達日：平成24年11月12日）

ロ．訴訟の内容および請求金額

当社が過去の損失の計上を先送りするために、平成13年3月期から平成24年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書並びに平成21年3月期から平成23年3月期までの内部統制報告書に虚偽記載を行い、それにより合計で19,253百万円の損害を受けたとして、ティーチャーズ・リタイアメント・システム・オブ・ステート・オブ・イリノイ(所在地：アメリカ合衆国イリノイ州スプリングフィールド市ウェストワシントンストリート2815)ほか、海外の機関投資家および年金基金等、合計49社が、民法第709条および第715条、会社法第350条並びに金融商品取引法第21条の2に基づき、損害の賠償を求める訴えを提起したものです。

訴状に記載の損害賠償請求金額は、19,253百万円およびこれに対する平成23年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員です。

但し、その後の請求の趣旨変更申立ておよび複数原告による訴えの取り下げにより、現時点で原告は47社、損害賠償請求金額は20,842百万円およびこれに対する平成23年11月8日から支払済みまで年5分の割合による金員に変更されています。

ハ．今後の見通し

当第2四半期連結会計期間末において本件訴訟は係属中ですが、訴訟の進行状況等に鑑み、当社は、必要と認められる額を訴訟損失引当金として流動負債に計上しています。

(b) カリフォルニア・パブリック・エンプロイーズ・リタイアメント・システム等による訴訟

イ．訴訟の提起があった年月日

平成24年12月13日（訴状送達日：平成25年3月29日）

ロ．訴訟の内容および請求金額

当社が過去の損失の計上を先送りするために、平成13年3月期から平成24年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書並びに平成21年3月期から平成23年3月期までの内部統制報告書に虚偽記載を行い、それにより合計で5,892百万円の損害を受けたとして、カリフォルニア・パブリック・エンプロイーズ・リタイアメント・システム(所在地：アメリカ合衆国カリフォルニア州サクラメント市キュー・ストリート400)ほか、海外の機関投資家等、合計68社が、民法第709条および第715条、会社法第350条並びに金融商品取引法第21条の2に基づき、損害の賠償を求める訴えを提起したものです。

訴状に記載の損害賠償請求金額は、5,892百万円およびこれに対する平成23年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員です。

但し、その後の訴状訂正申立書および複数原告による訴えの取り下げにより、現時点で原告は60社、損害賠償請求金額は5,759百万円およびこれに対する平成23年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員に変更されています。

ハ．今後の見通し

本訴訟による金額的な影響は現時点で算定が困難であります。

(c) カリフォルニア・ステート・ティーチャーズ・リタイアメント・システム等による訴訟

イ．訴訟の提起があった年月日

平成25年6月27日（訴状送達日：平成25年7月16日）

ロ．訴訟の内容および請求金額

当社が過去の損失の計上を先送りするために、平成13年3月期から平成24年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書並びに平成21年3月期から平成23年3月期までの内部統制報告書に虚偽記載を行い、それにより合計で16,832百万円の損害を受けたとして、カリフォルニア・ステート・ティーチャーズ・リタイアメント・システム（所在地：アメリカ合衆国カリフォルニア州ウェストサクラメント市ウォーターフロントプレイス100）ほか、海外の機関投資家および年金基金等、合計43社が、民法第709条および第715条、会社法第350条並びに金融商品取引法第21条の2に基づき、損害の賠償を求める訴えを提起したものです。

訴状に記載の損害賠償請求金額は、16,832百万円およびこれに対する平成23年11月8日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いです。

ハ．今後の見通し

当第2四半期連結会計期間末において本件訴訟は係属中ですが、訴訟の進行状況等に鑑み、当社は、必要と認められる額を訴訟損失引当金として流動負債に計上しています。

(d) 三菱UFJ信託銀行株式会社等による訴訟

イ．訴訟の提起があった年月日

平成26年4月7日（訴状送達日：平成26年4月17日）

ロ．訴訟の内容および請求金額

当社が過去の損失の計上を先送りするために、平成13年3月期から平成24年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書に虚偽記載を行い、それにより合計で27,915百万円の損害を受けたとして、三菱UFJ信託銀行株式会社ほか信託銀行5行、合計6行が、民法第709条および第715条、会社法第350条並びに金融商品取引法第21条の2に基づき、損害の賠償を求める訴えを提起したものです。

訴状に記載の損害賠償請求金額は、27,915百万円および各株式について発生した損害額に対する当該株式の取得約定日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員です。

ハ．今後の見通し

本訴訟による金銭的な影響は現時点で算定が困難であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月7日

オリンパス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 研三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芳野 博之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 哲也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 榎本 征範 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオリンパス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オリンパス株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 追加情報（今後の状況）に記載されているとおり、平成23年11月8日の会社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、海外（英国、米国を含む）の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が継続しており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、四半期連結財務諸表を訂正する可能性がある。また、会社の不適切な財務報告の結果、会社に対して会社株主等が損害賠償を求め、または訴訟を提起しており、今後も様々な株主および株主グループが会社への損害賠償を求め、または訴訟を起こすおそれがある。
2. 四半期連結貸借対照表関係「2 偶発債務（2）訴訟等」に記載されているとおり、会社の不適切な財務報告の結果、会社に対して会社株主等が損害賠償を求め、または訴訟を提起している。このうち、訴訟による請求の一部については訴訟損失引当金を計上しており、その他の訴訟による請求、および損害賠償請求についても、今後の進行状況等によっては、会社の連結業績に影響が生じる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。